

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月29日
【会社名】	理研計器株式会社
【英訳名】	RIKEN KEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 久悦
【本店の所在の場所】	東京都板橋区小豆沢二丁目7番6号
【電話番号】	03(3966)1121(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 松本 哲哉
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区小豆沢二丁目7番6号
【電話番号】	03(3966)1121(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 松本 哲哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第109回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社普通株式1株につき金11円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めるために、監査等委員会設置会社へ移行したく、所要の変更をおこなうものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定員を適正な数とするため、上限員数を10名から8名にするものであります。

業務執行を行わない取締役についても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるよう、所要の変更をおこなうものであります。

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、所要の変更をおこなうものであります。

条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

小林久悦、松村晃司、小谷野純一、石地徹、松本哲哉の5名を選任するものです。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

中野信夫、服部弘志、田中龍彦、尾坂周作の4名を選任するものです。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額2億5千万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と定めるものです。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額5千万円以内と定めるものです。

#### 第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	175,802	1,106	0	(注)1	可決(99.37%)
第2号議案	156,922	19,986	0	(注)2	可決(88.70%)
第3号議案				(注)3	
小林 久悦	160,659	15,799	450		可決(90.82%)
松村 晃司	161,208	15,250	450		可決(91.13%)
小谷野 純一	161,208	15,250	450		可決(91.13%)
石地 徹	161,208	15,250	450		可決(91.13%)
松本 哲哉	161,208	15,250	450		可決(91.13%)
第4号議案				(注)3	
中野 信夫	176,141	317	450		可決(99.57%)
服部 弘志	176,132	326	450		可決(99.56%)
田中 龍彦	176,160	298	450		可決(99.58%)
尾坂 周作	171,744	4,714	450		可決(97.08%)
第5号議案	176,666	242	0	(注)1	可決(99.86%)
第6号議案	176,532	242	128	(注)1	可決(99.79%)
第7号議案	142,315	33,800	787	(注)1	可決(80.45%)

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの行使分及び本総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。